

ふみ みやこ  
「文の京」 ハートフルプラン

文京区  
地域福祉保健  
計画

令和3年度～令和5年度



文京区



## はじめに

本区では、平成30年3年に「文京区地域福祉保健計画(平成30年度～平成32年度)」を策定し、子ども・高齢者・障害者・保健医療等関連分野の個別計画とあわせて総合的に地域福祉保健施策を推進してまいりました。

核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加などにみられるように、区民の生活のあり方も大きく変化している中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、区の公的なサービスの充実はもとより、地域での住民同士の支え合いが不可欠であります。文京区では区民の支え合い活動の先駆的事例も現れ、全国的に注目を集めるようになりました。

しかし、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的流行の中で、我が国も令和2年4月には緊急事態宣言も発出されました。さらに、令和3年1月に東京都など大幅に感染が広がる地域に対して、再び緊急事態宣言が発出されるなど、いまだ収束が見通せない状況が続いております。

身体的距離を確保し、接触の機会を減らすことが求められる生活様式は、人と人とのかかわりを基礎として展開する対人支援の現場に大きな影響を与え、従来のように民生委員の活動や区民が担う通いの場・子ども食堂などの地域で支援を行う活動のあり方を見直しせざるをえなくなっております。

このような状況の中、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とする地域福祉保健計画を策定いたしました。本計画では、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化・複雑化する福祉保健にかかわる課題を踏まえ、今後3年間の区の福祉保健施策の方向性や計画事業を明らかにしております。今後、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進してまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たっては、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者で構成される「文京区地域福祉推進協議会」において、長期間にわたりご検討をいただいた委員各位をはじめ、パブリックコメントや区民説明会を通じて貴重なご意見をいただいた区民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

文京区長

成澤廣修

# 目次

## 第Ⅰ部 総論

<b>第1章 策定の考え方</b> .....	<b>3</b>
1 計画の目的 .....	3
2 計画の性格 .....	4
3 計画の構成 .....	5
4 計画の期間 .....	6
5 計画の推進に向けて .....	7
<b>第2章 計画の基本理念・基本目標</b> .....	<b>11</b>
1 基本理念 .....	11
2 基本目標 .....	12
<b>第3章 文京区の人口・世帯の状況</b> .....	<b>13</b>
1 人口の推移 .....	13
2 将来の人口推計 .....	14
3 世帯の推移 .....	16

## 第Ⅱ部 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的 .....	19
2 地域福祉保健の現状 .....	20
3 主要項目及びその方向性 .....	30
4 計画の体系 .....	33
5 計画事業 .....	36

## 第Ⅲ部 子育て支援計画

1 計画の目的 .....	59
2 主要項目及びその方向性 .....	60
3 計画の体系 .....	63

## 第Ⅳ部

### 高齢者・介護保険事業計画

1 計画の目的	73
2 主要項目及びその方向性	74
3 計画の体系	76

## 第Ⅴ部

### 障害者・児計画

1 計画の目的	83
2 主要項目及びその方向性	84
3 計画の体系	87

## 第Ⅵ部

### 保健医療計画

1 計画の目的	97
2 主要項目及びその方向性	98
3 計画の体系	100

## 資料編

1 検討体制	105
2 検討経過	118

### ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を押し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。



第 I 部

總 論



## 第1章

## 策定の考え方

## 1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、地域での支え合いがこれまで以上に求められ、また不可欠な状況にあります。

また、社会全体では、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」<sup>1</sup>への取組が求められており、地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

---

1 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。



## 2 計画の性格

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

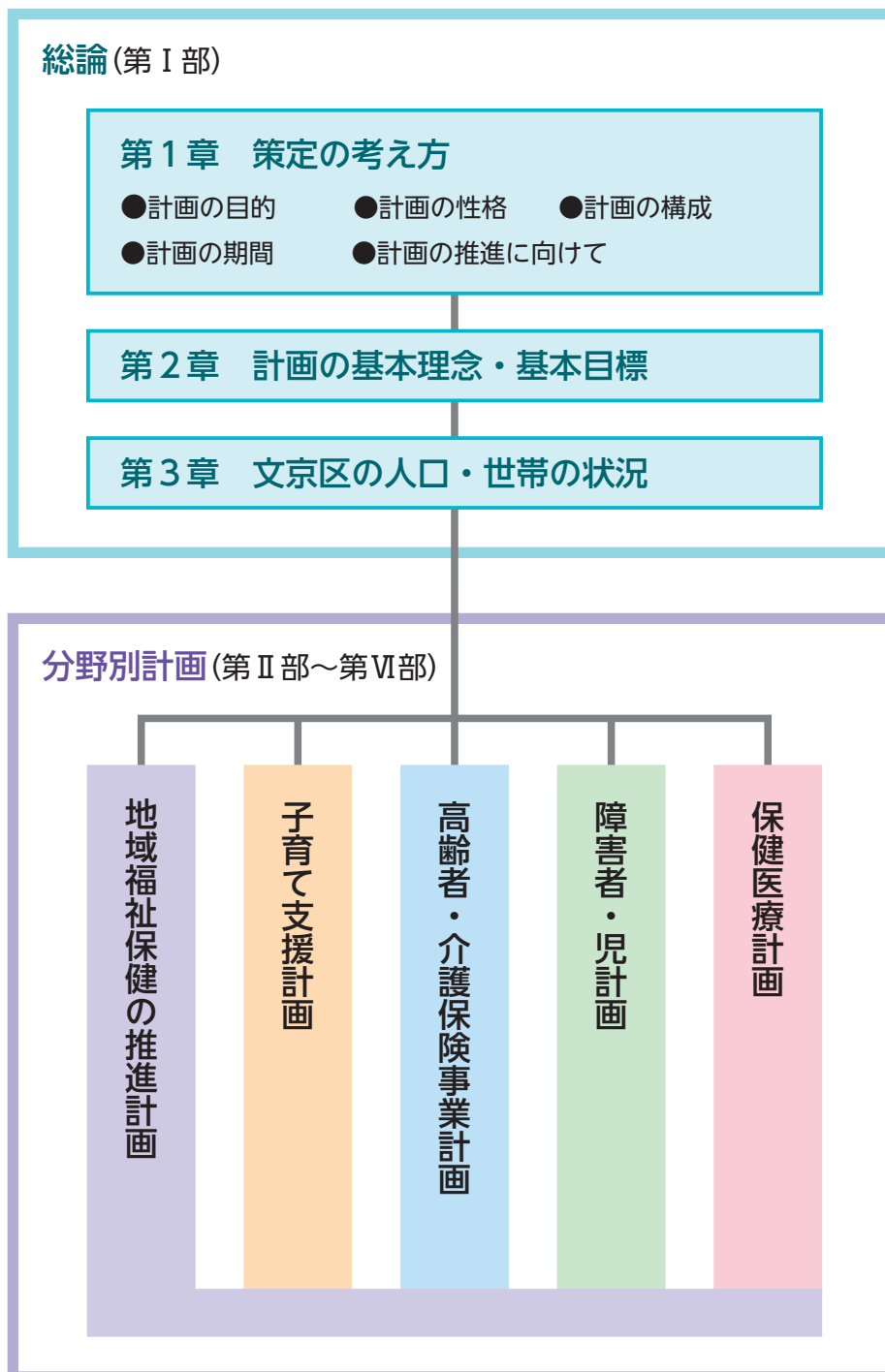
法律に基づく計画名	根 拠 法 令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の19第1項	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条	

※また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定)と相互に連携しています。

### 3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論(第I部)と、各論に当たる5つの分野別計画(第II部～第VI部)で構成されています。

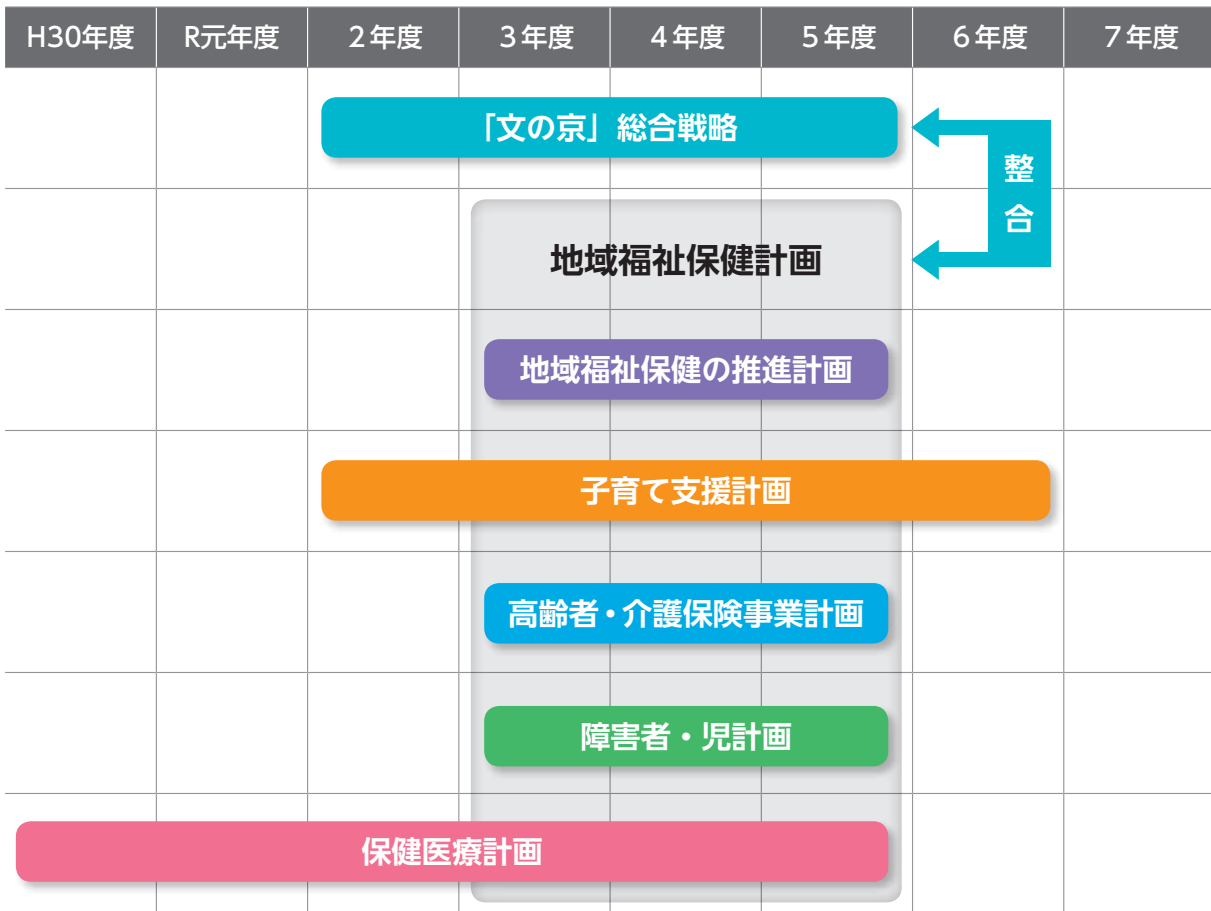
5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年を計画期間とします。

\* 「子育て支援計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間として、「保健医療計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年を計画期間として、すでに策定しているため、今回は策定を行いません。



## 5 計画の推進に向けて

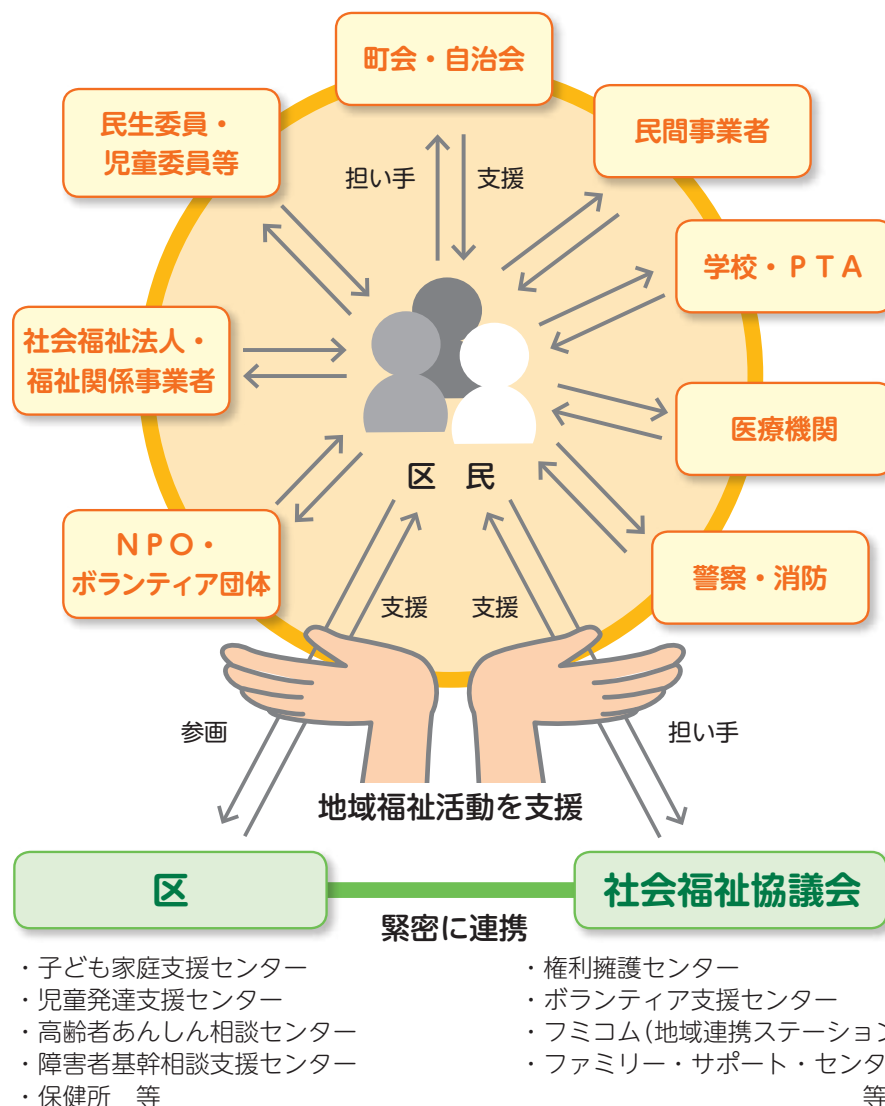
### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

#### 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援(地域連携ステーション)
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいいききサロン)
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

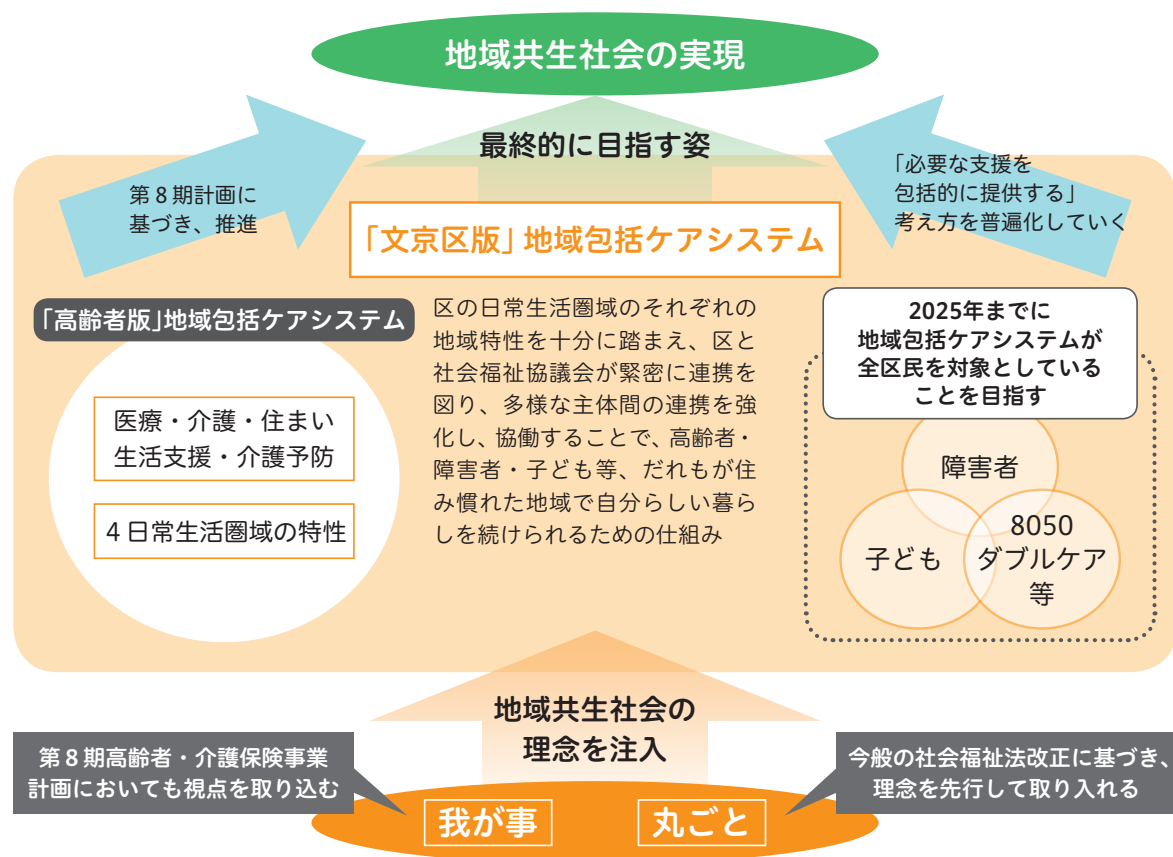
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

## (2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

今後は第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー<sup>2</sup>など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」<sup>3</sup>の実現を目指します。



- 2 ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- 3 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### (3) 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、セーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げていきます。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行っていきます。保健師活動が求められる分野の拡大をふまえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討していきます。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

### (4) 計画の進行管理

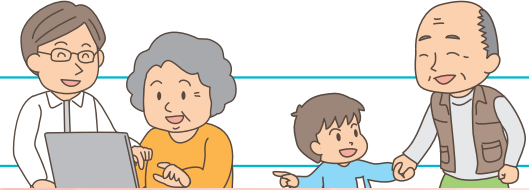
本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

## 第2章

## 計画の基本理念・基本目標

「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

## 1 基本理念



## 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

## 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

## 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>4</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>5</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>6</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

## 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

## 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

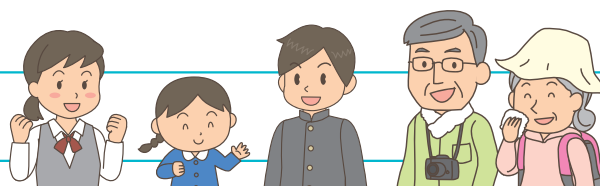
## 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

- 4 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通の(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。
- 5 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。
- 6 ダイバーシティ(diversity & inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。



## 2 基本目標



だれもが、  
いきいきと自分らしく、  
健康で自立した生活を営める地域社会を  
目指します。

だれもが、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、  
必要な福祉保健サービスを  
自らの選択により利用でき、  
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、  
地域、暮らし、生きがいをともに創り、  
互いに高め合い、役割を持つことができる  
地域社会を目指します。

## 第3章

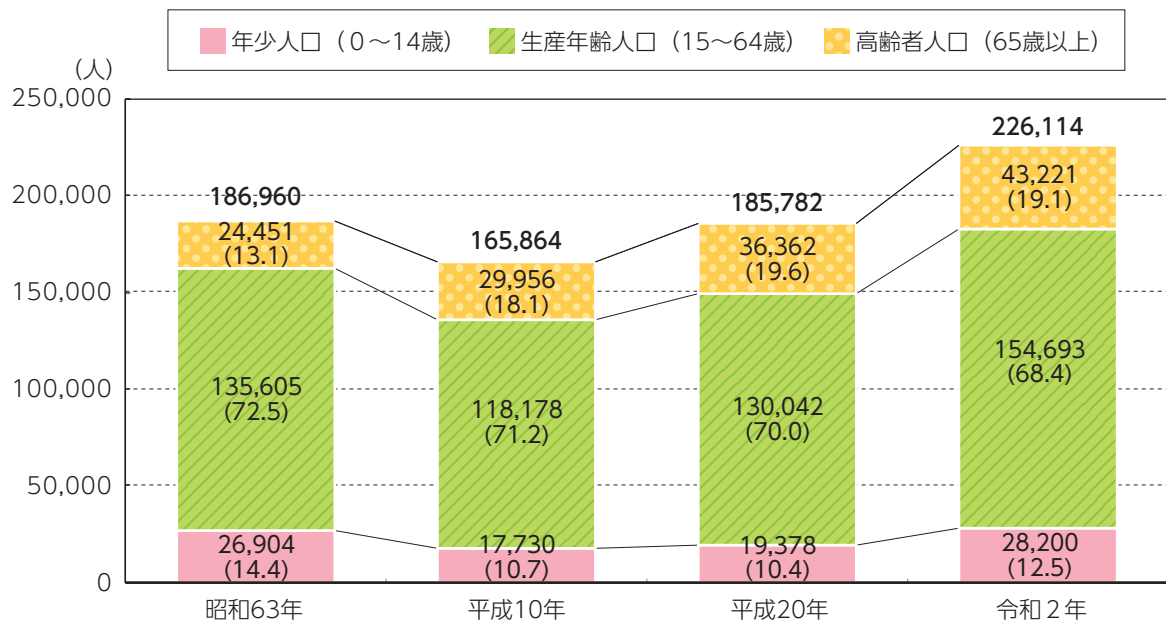
## 文京区の人口・世帯の状況

## 1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和45年から平成10年まで一貫して減り続けましたが、その後、都心回帰の傾向や区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策などにより増加に転じ、令和2年1月1日現在226,114人(内、外国人住民11,635人)となっています。

年齢3区分別の人口は、令和2年1月1日現在、年少人口(0～14歳)28,200人(構成比12.5%)、生産年齢人口(15～64歳)154,693人(同68.4%)、高齢者人口(65歳以上)43,221人(同19.1%)であり、近年は、年少人口と高齢者人口が大きく増加しています。

## 人口の推移



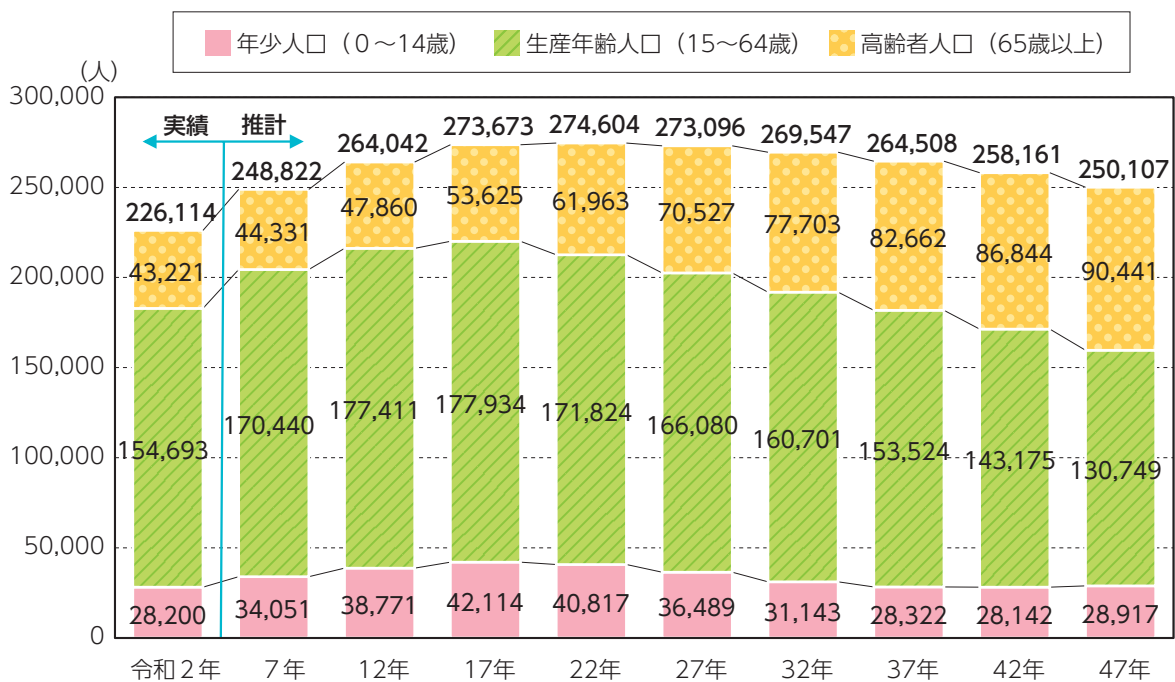
資料：文京の統計(各年1月1日現在)

## 2 将来の人口推計

本区の人口は、今後、約20年間増加を続け、令和22年(2040年)には274,604人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は、令和17年(2035年)をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となり、今後は増加幅が大きくなると見込まれます。

### 年齢3区分別人口の推移

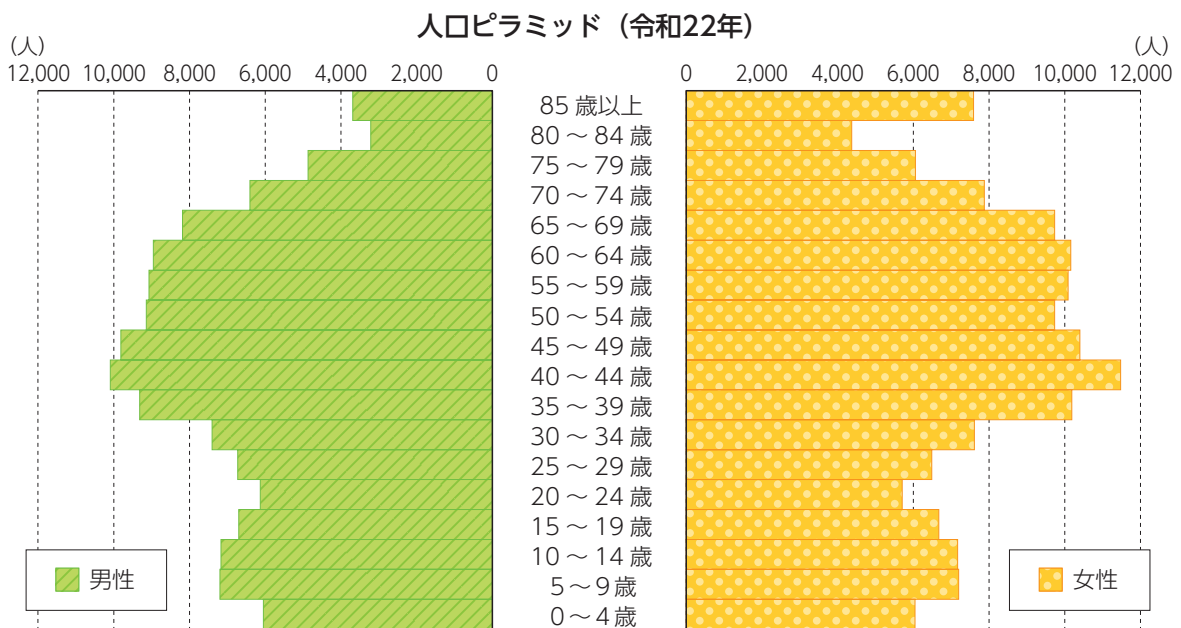
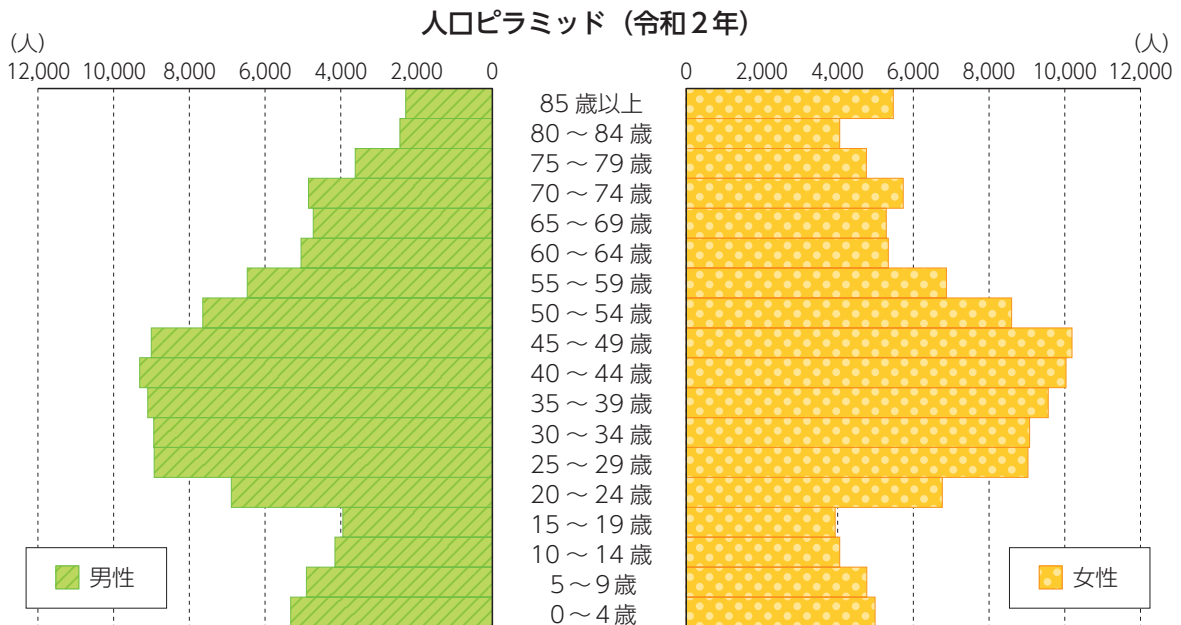


	実績	推計									
		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	12年 (2030年)	17年 (2035年)	22年 (2040年)	27年 (2045年)	32年 (2050年)	37年 (2055年)	42年 (2060年)	47年 (2065年)
実数 (人)	総数	226,114	248,822	264,042	273,673	274,604	273,096	269,547	264,508	258,161	250,107
	老年人口	43,221	44,331	47,860	53,625	61,963	70,527	77,703	82,662	86,844	90,441
	生産年齢人口	154,693	170,440	177,411	177,934	171,824	166,080	160,701	153,524	143,175	130,749
比率	老年人口	19.1%	17.8%	18.1%	19.6%	22.6%	25.8%	28.8%	31.3%	33.6%	36.2%
	生産年齢人口	68.4%	68.5%	67.2%	65.0%	62.6%	60.8%	59.6%	58.0%	55.5%	52.3%
	年少人口	12.5%	13.7%	14.7%	15.4%	14.9%	13.4%	11.6%	10.7%	10.9%	11.6%

資料：【令和2年】住民基本台帳(1月1日現在)

【令和7年以後】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

5歳階級別割合のピラミッド(令和2年と令和22年の比較)



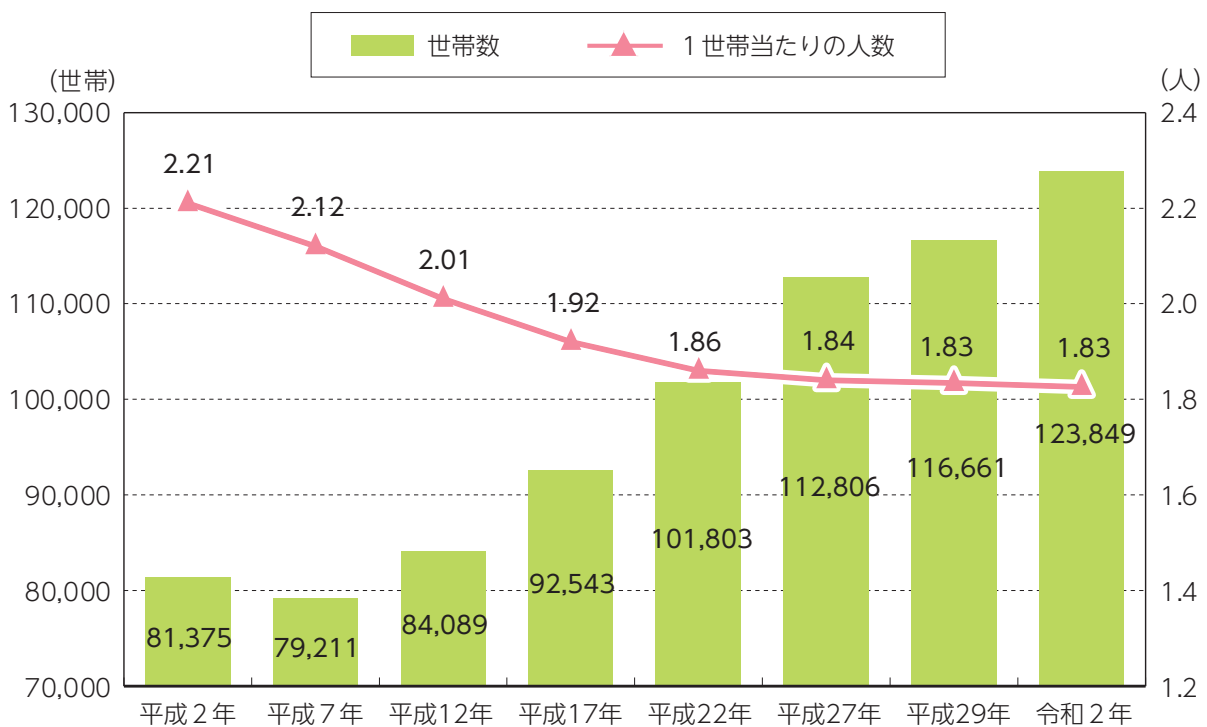
資料：【令和2年】住民基本台帳(1月1日現在)  
 【令和22年】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

### 3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和2年1月1日現在123,849世帯(内、外国人住民のみで構成される世帯8,184世帯)まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続いていましたが、令和2年には1.83人となっています。

#### 世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

## 第Ⅱ部

# 地域福祉保健 の推進計画



## 1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことが出来る「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい、及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、複合的な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、包括的な支援体制づくりに努めていく必要があると同時に、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症と共存した「新しい日常」を踏まえた、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、区民・町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を記載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業等を記載しています。



## 2 地域福祉保健の現状

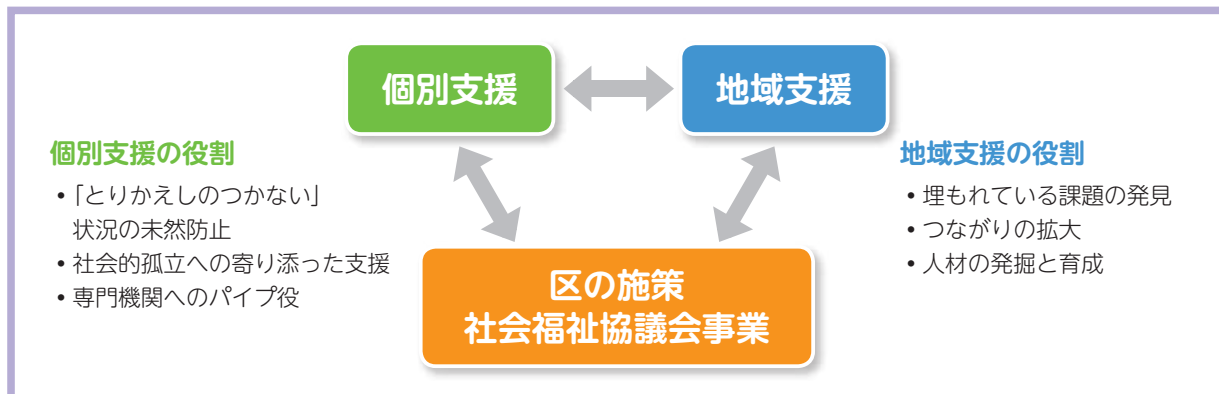
### (1) 地域福祉活動の状況

#### 小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組を推進することが必要です。そこで、地域福祉コーディネーターを各地域へ配置し、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」(町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動)を推進しています。

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援(個別支援)を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援(地域支援)し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会とが連携を図りながら対応しています。

#### 地域福祉コーディネーターの役割



## 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな居場所の資源開発に取り組む事業に対して、立上げ経費及び事業運営に必要な補助を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」の事業運営に必要な補助についても本事業で実施することで、住民主体の活動を支援しています。

### ① 地域の居場所づくり(サロンぷらす事業)

地域の課題解決を図る活動に取り組む居場所を運営する団体に、立上げ経費や事業運営に係る経費について補助金を交付します。令和元年度は、7団体に補助金を交付しています。

### ② 住民主体の通いの場(かよい〜の)

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合う活動を推進するため、事業を立ち上げた団体に補助金を交付します。令和元年度は、28団体に補助金を交付しています。

## ミドルシニア(50歳~64歳)と高齢者(65歳以上)の地域活動への参加意向

地域づくりを進める活動への参加については、第1号・要支援が56.8%、ミドル・シニアが66.0%となっており、ミドル・シニア50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

### 地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか(第1号・要支援、ミドル・シニア)

(図表中の「n」は、回答者数)

	第1号・要支援(n=2,079)	ミドル・シニア(n=1,607)
是非参加したい	参加したい 6.9%	参加したい 7.4%
参加してもよい	56.8% 49.9%	66.0% 58.6%
参加したくない	34.2%	32.5%
無回答	9.0%	1.6%

資料：令和元年度文京区高齢者等実態調査

## ボランティア支援センター

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、地域福祉活動を担う人材育成の支援等を行っています。

### ① 啓発・理解促進

学校等と連携したボランティア体験学習等の福祉教育や、地域活動団体同士のつながりの創出を目的とした「文京つながるメッセ」を実施しています。

### ② 参加促進・活動支援

ボランティア活動を始めたい方に向けた手話や傾聴ボランティア等の講習会や、ボランティア団体への研修費の助成を実施しています。

### ③ 災害ボランティア

災害発生時に、災害ボランティア受け入れ体制整備のために文京区社会福祉協議会に設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練を、大規模災害に備えて実施しています。

## 地域連携ステーション「フミコム」

フミコムは、社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

### ① コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。

### ② イベント・交流会の開催

活動への共感の輪を広げ、さまざまな人たちが集まるイベント・交流会として「フミコムcafe」や「フミコム朝活」を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行っています。

### ③ 各種講座の開催

活動入門講座、企画運営講座、ファンドレイジング<sup>7</sup>講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行います。

### ④ 提案公募型協働事業「Bチャレ」の募集

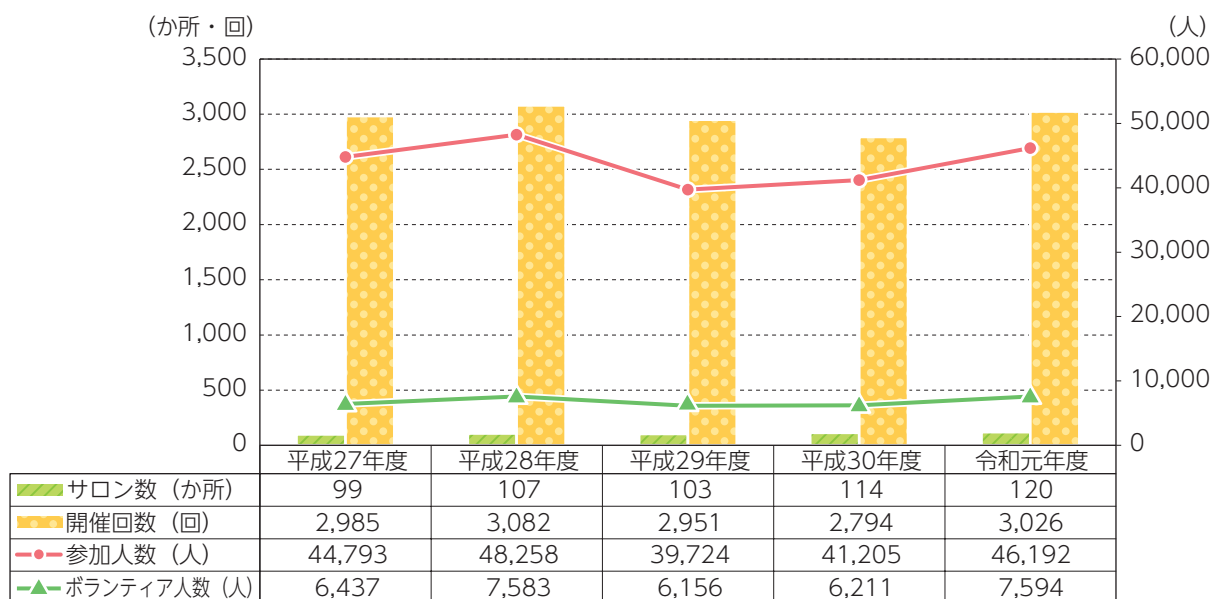
NPO・企業・行政・学生・ソーシャルビジネス等による地域課題解決のための事業を募集し、その事業を実践する活動に助成をします。

7 ファンドレイジング 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

## ふれあいいきいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいつくりの場として地域の人たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

### ふれあいいきいきサロンの活動状況



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

## ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。



関係協力機関 653機関(令和2年4月1日現在)

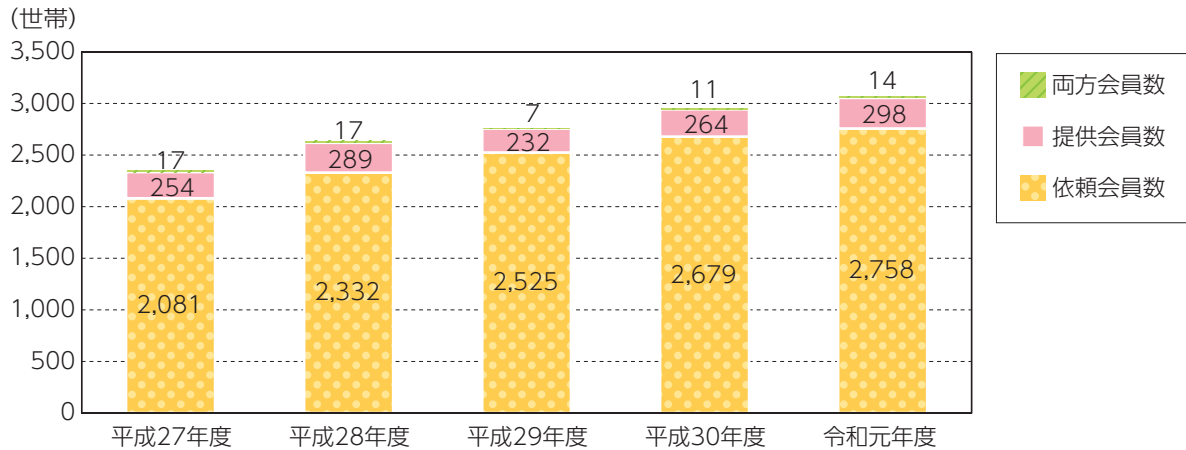
## いきいきサービス事業

おおむね60歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童及び妊産婦で日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が家事援助、介護援助、大掃除等を行う会員制の事業です。

### ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業です。

#### ファミリー・サポート・センター事業の会員数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

### 民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、現在146人(主任児童委員を含む。)が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する9人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こった時には状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

## 民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
分野別相談指導(件)	高齢者に関する	2,607	2,165	2,383	1,921	1,416
	障害者に関する	284	209	238	226	330
	子どもに関する	641	674	912	738	576
	その他	412	293	467	346	256
	計	3,944	3,341	4,000	3,231	2,578
その他活動(件)	調査・実態把握	10,657	1,317	2,887	1,095	6,279
	行事への参加	5,367	4,859	5,155	4,773	5,133
	地域福祉・自主活動	3,017	2,886	2,745	2,977	2,660
	民児協運営研修	8,306	9,427	9,285	8,557	8,948
	証明事務	47	72	75	104	92
	要保護児発見	23	10	52	26	8
訪問連絡(件)	訪問連絡活動	6,454	4,988	4,898	4,086	4,751
	その他	33,367	16,201	19,832	16,741	29,319
	委員相互	17,678	20,392	22,512	20,825	26,978
	その他	9,992	9,693	10,373	9,856	9,587
活動日数(日)		22,222	22,931	22,194	22,625	23,808

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

## 話し合い員による相談支援

話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

## 話し合い員の活動状況(派遣世帯数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規	30件	16件	20件	16件	13件
廃止	37件	21件	14件	22件	11件
年度末派遣数	66件	61件	67件	61件	63件

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

## (2) 包括的な支援体制の状況

### 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の予防、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

### 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(S T E P事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行っています。

### 地域づくり推進事業

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となり、多世代の方々が自由に交流できる「多機能な居場所(つどい~の)」づくりを展開する団体に対して、立上げ経費や事業運営に必要となる補助金を交付します。令和元年度は、5団体に運営費の補助金を交付しています。

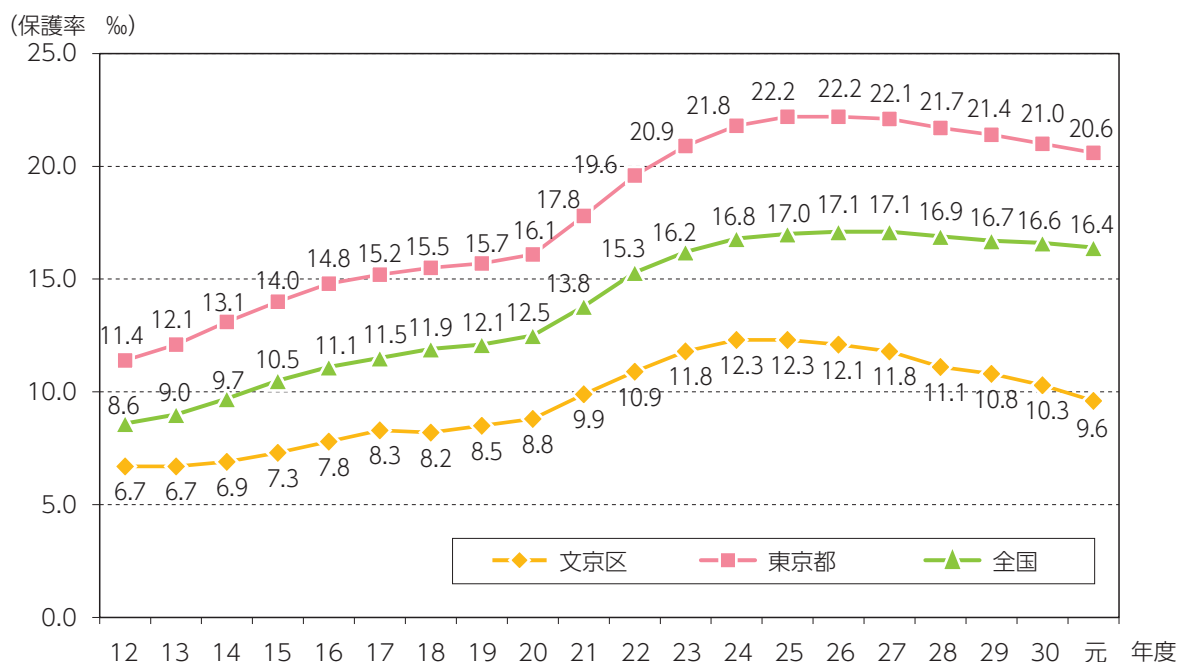
また、地域だけでは解決できない、複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の連携ネットワークの構築により、課題をもつ世帯を包括的に受け止める相談支援体制を構築していきます。

### (3) 生活福祉要援護者の状況

#### 生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成4年以降増加傾向にありましたが、平成26年以降減少傾向に転じました。また、保護率(単位：‰<sup>8</sup>)も増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

#### 被保護者の動向(保護率=1000分率)

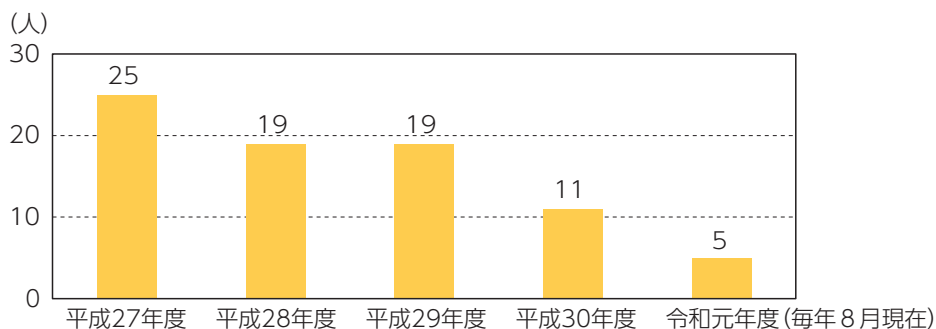


資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

#### 路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者は、自立支援センターでの緊急一時保護、就労支援等の一貫した自立支援により、その数は漸減傾向にあります。

#### 区内の路上生活者数



資料：東京都路上生活者概数調査

<sup>8</sup> ‰ パーミル。1000分率。

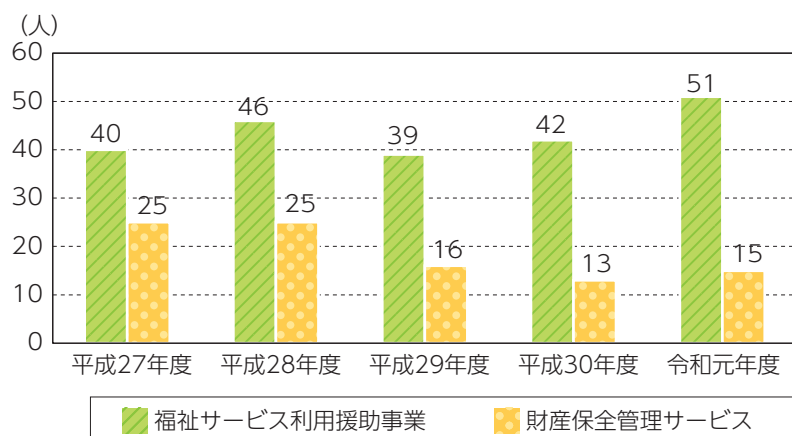


## (4) 権利擁護の状況

### 福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」とが連携して、福祉サービス利用援助や相談支援を行っています。

#### あんしんサポート文京の利用者数



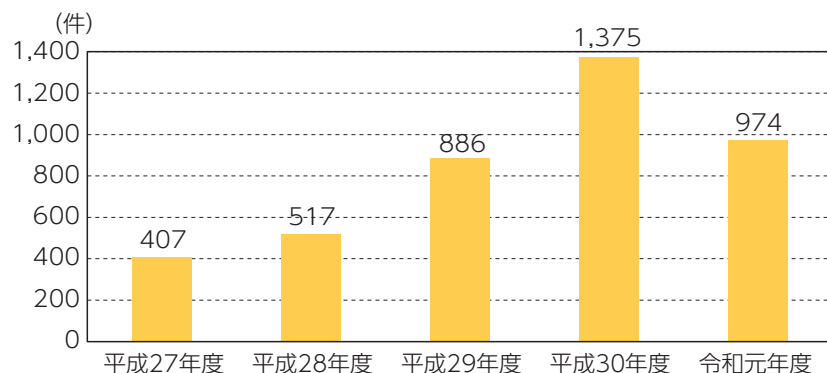
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

### 成年後見制度

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある方に関する成年後見制度等の権利擁護について、区の高齢者や障害者等の相談窓口及び社会福祉協議会等において、相談に応じています。

また、支援が必要な高齢者等が、適切に成年後見制度等を利用できるよう、区では、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援するとともに、後見人等の報酬に係る費用を助成することにより、普及啓発と利用促進を図っています。

#### あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(令和2年版)

## (5) バリアフリーの環境づくりの状況

### まちのバリアフリー

さまざまな人が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、施設設置者と協働し、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、区では、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、平成27年度に策定したバリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化の推進を図っています。

### 心のバリアフリー<sup>9</sup>

障害者等が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、人権週間や障害者週間での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

また、区では、心のバリアフリーハンドブック、障害者差別解消法周知啓発グッズ及びリーフレットの作成配布を通して、区内における障害者の社会参加促進と周知啓発を進めています。

### 情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、デージーによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

また、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等を行い、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

## (6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内24か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

---

<sup>9</sup> 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

### 3 主要項目及びその方向性

#### (1) ともに支え合う地域社会づくり

##### 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの地域の主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、他人事ではなく主体的に地域生活課題を地域の課題として考える意識の醸成と地域生活課題の解決を試みる体制づくりを支援し、地域特性を生かした重層的なセーフティネットの構築を目指します。そのためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの公的な団体と地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、それら団体・主体間のネットワークづくりをこれまで以上に強化します。

また、令和元年度に区が実施した調査では、「地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか」と答えた割合が、第1号・要支援が56.8%、ミドル・シニアが66.0%となっており、ミドル・シニア50歳以上の方の地域活動への参加意向が高いことから、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

#### (2) 安心して暮らせる環境の整備

##### 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

子ども、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を的確に受けられるよう、区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進します。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、ひとり親家庭、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅困窮者への住まい方に関する支援の充実を検討してまいります。

加えて、複合的な要因による「ひきこもり(8050問題)」に対応するため、予防から支援まで、多様な相談窓口やひきこもり支援センターを主軸とした関係機関の連携による一元的な支援体制を充実させ、課題の早期発見や、個々の状況に沿った適切な支援につなげます。

## 生活福祉要援護者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行っていきます。また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援していきます。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)<sup>10</sup>や虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト<sup>11</sup>、心理的虐待及び経済的虐待)の防止及び被害からの早期救済を行うため、必要な相談支援を行うとともに、都や警察などの関係機関との連携を強化していきます。

## 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者がサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。

また、判断能力の低下により援護が必要な高齢者、障害者等が地域で安心して生活できるよう、本人の意思決定支援・身上保護を重視し、適切に必要な支援につなげるための、法律・福祉の専門職による専門的助言の支援の確保、専門職団体や関係機関の連携体制の構築を図ります。

この権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置、機能整備を行い、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図るとともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う今後の成年後見制度の需要数の増加を見据えた、後見人の担い手の育成等の検証を行っていきます。

---

10 DV(ドメスティック・バイオレンス) 一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力のこと。

11 ネグレクト 保護者、養護者などが児童、高齢者、障害者に対して、育児、世話、介護などを放棄すること又は著しく怠ること。

### (3) ひとにやさしいまちづくり

#### まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進します。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>12</sup>を取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

#### 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動をとれるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある体制を構築していきます。

さらに、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、新型コロナウイルス対策を踏まえた運営体制の構築を推進します。

12 ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

## 4 計画の体系

- 【凡例】
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
  - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

子…子育て支援計画      高…高齢者・介護保険事業計画  
 障…障害者・児計画      保…保健医療計画

### 大項目 1 ともに支え合う地域社会づくり

小項目	計 画 事 業		
1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進	
	2	地域の支え合い体制づくり推進事業	
	3	地域団体による地域子育て支援拠点事業	子5-2-3
	4	ボランティア活動への支援	
	5	NPO活動・地域活動の支援	
	6	地域活動情報サイト	
	7	ふれあいいいきサロン	
	8	ハートフルネットワーク事業の充実	高1-1-1
	9	みまもり訪問事業	
	10	いきいきサービス事業の推進	
	11	文京区子育てサポーター認定制度	子5-1-1
	12	ファミリー・サポート・センター事業	子5-1-2
	13	子ども食堂等支援事業	子5-2-5
	14	民生委員・児童委員による相談援助活動	
	15	話し合い員による訪問活動	
	16	主任ケアマネジャーの支援・連携	
	17	青少年健全育成会への支援・連携	
	18	社会参加の促進事業	
	19	介護施設ワークサポート事業	
	20	シルバー人材センターの活動支援	高1-1-11
	21	シルバーお助け隊事業への支援	高1-1-12
	22	高齢者クラブ活動の支援	
	23	文の京フレイル予防プロジェクト	高3-2-5
	24	介護予防ボランティア指導者等養成事業	

## 大項目 2 安心して暮らせる環境の整備

小項目	計 画 事 業	
1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実 子4-1-1
	2	高齢者あんしん相談センターの機能強化
	3	文京ユアストーリー
	4	在宅医療・介護連携推進事業
	5	障害者基幹相談支援センターの運営
	6	地域医療連携の充実 保2-1-1
	7	居住支援の推進
	8	医療的ケア児支援体制の構築 障4-2-3
	9	男女平等センターにおける相談事業の充実
	10	文京区版ひきこもり総合対策
	11	地域づくり推進事業
2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
	2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
	3	DV被害の防止及び救済
3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4	成年後見制度利用支援事業
	5	法人後見の受任
	6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

### 大項目 3 ひとにやさしいまちづくり

小項目	計 画 事 業		
1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり	
	2	文京区バリアフリー基本構想の推進	
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
	4	総合的自転車対策の推進	
	5	公園再整備事業	
	6	コミュニティバス運行	
2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進	
	2	福祉教育の推進	
	3	障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)	障5-2-1
	4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	障5-2-2
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進	
	2	情報バリアフリーの推進	
	3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実	
	4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供	
4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援	
	2	避難行動要支援者への支援	
	3	災害ボランティア体制の整備	
	4	福祉避難所の拡充	
	5	耐震改修促進事業	
	6	家具転倒防止器具設置助成事業	



## 5 計画事業

- の事業は、進行管理対象事業です。

### 1 ともに支え合う地域社会づくり

#### 1-1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

##### 1-1-1 小地域福祉活動の推進

###### 事業概要

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。

【社会福祉協議会実施事業】

###### 3年間の計画事業量

10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、だれもが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。

##### 1-1-2 地域の支え合い体制づくり推進事業

###### 事業概要

地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業(サロンがらす事業)に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」(かよい〜の)の立上げに必要な補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援する。補助は社会福祉協議会を通じて実施する。

【社会福祉協議会実施事業】

###### 3年間の計画事業量

項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
かよい〜の設置数	箇所	28	32	34	36

### 1-1-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 (子5-2-3)

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。
3年間の計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の拠点を安定的に運営するため、新規開設や既存施設の機能拡充を図る。

### 1-1-4 ボランティア活動への支援

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。 また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。 【社会福祉協議会実施事業】
3年間の計画事業量	ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。 また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ること で、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。 なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。

### 1-1-5 NPO活動・地域活動の支援

事業概要	<p>区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「フミコム」の運営を行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の計画事業量	<p>Bチャレ(提案公募型共同事業)やフミコムcafe、フミコム活動入門講座等のフミコムにおける各種事業を通して、新たな担い手の発掘や育成、地域における多様な主体の連携を促進することで、地域活性化や課題解決に向けた取組を推進していく。</p> <p>なお、事業については、オンラインも活用しつつ、展開していく。</p>

### 1-1-6 地域活動情報サイト

事業概要	<p>NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	---

### 1-1-7 ふれあいいきいきサロン

事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	サロン設置数	箇所	120	130	135	140

### 1-1-8 ハートフルネットワーク事業の充実 (高1-1-1)

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。</p>			
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	5年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	653	700

### 1-1-9 みまもり訪問事業

<b>事業概要</b>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
<b>3年間の計画事業量</b>	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	利用者数	人	53	57	59	61
	みまもりサポーター数	人	53	55	56	57

### 1-1-10 いきいきサービス事業の推進

<b>事業概要</b>	<p>区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
<b>3年間の計画事業量</b>	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	人	125	135	140	145

### 1-1-11 文京区子育てサポーター認定制度 (子5-1-1)

<b>事業概要</b>	<p>区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。</p> <p>さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
<b>3年間の計画事業量</b>	<p>区内大学や民間企業と協働で研修内容や研修規模の拡充を図り、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設をはじめとする区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行う。</p>					

**1-1-12 ファミリー・サポート・センター事業** (子5-1-2)

<b>事業概要</b>	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。
<b>3年間の計画事業量</b>	子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。

**1-1-13 子ども食堂等支援事業** (子5-2-5)

<b>事業概要</b>	家庭の事情による孤食等の状況にある子どもたちに対する、食事提供の支援を含めた居場所づくりとしての「子ども食堂」等の地域活動の運営費を助成する。 <b>【社会福祉協議会実施事業】</b>					
<b>3年間の計画事業量</b>	<b>項目名</b>	<b>単位</b>	<b>元年度実績</b>	<b>3年度</b>	<b>4年度</b>	<b>5年度</b>
	子ども食堂登録数	件	11	16	17	18
	子ども食堂連絡会の開催	回	2	2	2	2

**1-1-14 民生委員・児童委員による相談援助活動**

<b>事業概要</b>	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。
-------------	--

**1-1-15 話し合い員による訪問活動**

<b>事業概要</b>	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。 また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。
-------------	---

### 1-1-16 主任ケアマネジャーの支援・連携

#### 事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

### 1-1-17 青少年健全育成会への支援・連携

#### 事業概要

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため青少年健全育成会への活動支援を行う。

### 1-1-18 社会参加の促進事業

#### 事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。

また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

### 1-1-19 介護施設ワークサポート事業

#### 事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

### 1-1-20 シルバー人材センターの活動支援 (高1-1-11)

#### 事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。

また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に引き受け、会員に提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

	項目名	単位	元年度実績	5年度
3年間の 計画事業量	会員数	人	1,128	1,352
	就業実人員	人	912	1,082

**1-1-21 シルバーお助け隊事業への支援** (高1-1-12)

<b>事業概要</b>	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。			
<b>3年間の 計画事業量</b>	<b>項目名</b>	<b>単位</b>	<b>元年度実績</b>	<b>5年度</b>
	シルバーお助け隊の派遣	件	241	320

**1-1-22 高齢者クラブ活動の支援**

<b>事業概要</b>	地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。
-------------	---

**1-1-23 文の京フレイル予防プロジェクト** (高3-2-5)

<b>事業概要</b>	高齢者の虚弱(フレイル)を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。					
<b>3年間の 計画事業量</b>	<b>項目名</b>	<b>単位</b>	<b>元年度 実績</b>	<b>3年度</b>	<b>4年度</b>	<b>5年度</b>
	フレイルサポーター養成講座 受講者	人	25	25	25	25
	フレイルチェック参加者	人	147	400	600	800

**1-1-24 介護予防ボランティア指導者等養成事業**

<b>事業概要</b>	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。
-------------	---

## 2 安心して暮らせる環境の整備

### 2-1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

#### 2-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実 (子4-1-1)

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。
3年間の計画事業量	要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、医療関係者会議、個別ケース会議等により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止のため、小・中学生用児童虐待防止マニュアルを配布するとともに、児童虐待防止月間の企画展等、様々な機会を捉え啓発活動を行う。

#### 2-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。
------	---

#### 2-1-3 文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援および定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。 【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	契約実績	件	2	10	15	20



### 2-1-4 在宅医療・介護連携推進事業

#### 事業概要

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するための、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

### 2-1-5 障害者基幹相談支援センターの運営

#### 事業概要

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

### 2-1-6 地域医療連携の充実 (保2-1-1)

#### 事業概要

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

#### 3年間の 計画事業量

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会及び検討部会において、地域の現状を把握して課題を抽出・整理し、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

## 2-1-7 居住支援の推進

### 事業概要

住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

## 2-1-8 医療的ケア児支援体制の構築 (障4-2-3)

### 事業概要

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行う。

### 3年間の計画事業量

保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。

## 2-1-9 男女平等センターにおける相談事業の充実

### 事業概要

パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行います。

### 2-1-10 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行う。</p> <p>また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	STEP事業相談件数	件	417	480	490	500
	STEP事業支援利用件数	件	544	680	690	700
	ひきこもり支援センター相談件数	件	—	60	60	60

### 2-1-11 地域づくり推進事業

事業概要	<p>地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所(つどい～の)」づくりを展開する者に対して、開設・事業運営に必要な補助を、社会福祉協議会を通じて実施する。</p> <p>また、「多機能な居場所」における住民による相談の支援と、広域の相談体制のコーディネートを行う相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーターが兼務)を配置し、8050やダブルケア等の複合的な課題や制度等の狭間にある課題への対応を図るとともに、重層的な相談支援体制を推進する。</p> <p><b>【社会福祉協議会実施事業】</b></p>
3年間の計画事業量	<p>区内で9箇所の「多機能な居場所」の設置を目標に、団体への立上げ支援を行うとともに、既存団体への運営のサポートを行うことで、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる居場所を確保する。</p> <p>あわせて、多機能な居場所におけるさまざまな相談について、行政や関係機関等と調整・連携を図りながら、多機関のネットワークの構築を図る。</p>

## 2-2 生活福祉要援護者等への支援

### 2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

事業概要	<p>生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	自立相談支援事業 新規相談受付件数	件	245	250	250	250
	住居確保給付金支給件数	件	14	55	20	20
	学習支援事業(小・中・高校生) 参加者延人数	人	4,062	4,200	4,300	4,400
	その他支援	人	47	50	50	50

### 2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	<p>生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	就労件数	件	53	55	60	65
	自立件数	件	13	13	13	13
	面談回数	人	1,759	1,800	1,850	1,900

### 2-2-3 DV被害の防止及び救済

#### 事業概要

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。

また、「文京区配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害に悩む方への相談支援の充実を図る。

## 2-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

### 2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

#### 事業概要

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。  
【社会福祉協議会実施事業】

	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
3年間の 計画事業量	福祉サービス利用援助事業 契約件数	件	51	59	64	69
	財産保全管理サービス契約件数	件	15	17	18	19

### 2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

#### 事業概要

福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。

【社会福祉協議会実施事業】

### 2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。
------	---

### 2-3-4 成年後見制度利用支援事業

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等申立費用助成	件	2	2	3	4
	成年後見等報酬助成	件	15	17	18	19

### 2-3-5 法人後見の受任

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	人	7	9	10	10

**2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築****事業概要**

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

**3年間の  
計画事業量**

協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。  
また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。

### 3 ひとにやさしいまちづくり

#### 3-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

##### 3-1-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路(1次経路及び歩道のある2次経路)の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	8.3	12.5	15.0	17.5

##### 3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。
------	--

##### 3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。
------	---

##### 3-1-4 総合的自転車対策の推進

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。
------	--



### 3-1-5 公園再整備事業

#### 事業概要

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。

#### 3年間の 計画事業量

項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
公園・児童遊園再整備	園	2	4	4	5

### 3-1-6 コミュニティバス運行

#### 事業概要

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

## 3-2 心のバリアフリーの推進

### 3-2-1 障害者差別解消に向けた取組の推進

#### 事業概要

障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

### 3-2-2 福祉教育の推進

#### 事業概要

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支えあえるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進する。

また、本事業を通じた地域活動の活性化を図る。

【社会福祉協議会実施事業】

### 3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) (障5-2-1)

#### 事業概要

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。

#### 3年間の 計画事業量

地域支援フォーラム(年1回)において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行う。

### 3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 (障5-2-2)

#### 事業概要

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

#### 3年間の 計画事業量

項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
入場者数	人	2,506	2,500	2,500	2,500

### 3-3 情報のバリアフリーの推進

#### 3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

##### 事業概要

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

#### 3-3-2 情報バリアフリーの推進

##### 事業概要

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。

#### 3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

##### 事業概要

区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信する。

ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できるように、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努める。

CATVについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることができる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行う。

#### 3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

##### 事業概要

一般図書のほか、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。

また、ホームページ等により情報提供を行うことで、サービスの周知を図る。

## 3-4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

### 3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

#### 事業概要

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

### 3-4-2 避難行動要支援者への支援

#### 事業概要

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

### 3-4-3 災害ボランティア体制の整備

#### 事業概要

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

#### 3年間の 計画事業量

災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。

### 3-4-4 福祉避難所の拡充

事業概要	<p>避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。</p>
3年間の計画事業量	<p>区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。</p>

### 3-4-5 耐震改修促進事業

事業概要	<p>建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	件	16	18	18	18
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	件	1	2	2	2
	木造住宅改修シェルター等 (高齢者・障害者)	件	0	1	1	1

### 3-4-6 家具転倒防止器具設置助成事業

事業概要	<p>災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置 助成数	件	-	500	500	500

## 第Ⅲ部

# 子育て支援 計画



## 1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増え、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」(平成27年度～31年度)を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

前計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化がありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年11月には、5年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

さらに、社会全体では、SDGsへの取り組みが求められており、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(令和2年度～6年度)を策定しました。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。



## 2 主要項目及びその方向性

### (1) 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

### (2) より良い子育てを支える取組

働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまる中、“ワンオペ育児”という言葉もうまれており、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、人間形成の基礎となる大切な時期の子育てを支援する取組が必要です。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あわせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニーズに応じた放課後の安全な居場所を提供します。これらの取組により、年齢や様々なニーズに配慮しながら、子どもが安心して過ごせる環境を整備していきます。また、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、安定的な子育て支援サービスが提供できるよう、取り組んでいきます。

各家庭がより良い子育てを選択できるよう、子どもと家庭を支える取組を推進します。

### (3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切なことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所が持てるよう、子どもの視点で確保することに取り組ん

でいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にすることを育んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちの将来の社会生活を見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育、環境に対する意識の高揚を図るための環境教育などを推進していきます。

#### **(4) 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり**

---

子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、今後設置する「(仮称)文京区児童相談所」を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実を図り、義務教育終了後に、ひきこもらないように、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

#### **(5) 地域社会全体で子どもを育む体制の構築**

---

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えています。子育てが“孤育て”に陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会を増やし、子どもや子どもと一緒に集える居場所、多世代交流の場がつくられるよう、担い手となる方たちの活動を支援していきます。

#### **(6) 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備**

---

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでい

きます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

### 3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
  - 他の分野別計画(6頁参照)で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
    - 地…地域福祉保健の推進計画
    - 障…障害者・児計画
    - 保…保健医療計画
  - 他の分野別計画と重複掲載している事業について、事業番号の整合性を図ったため、子育て支援計画(令和2年度～令和6年度)と一部内容が変更されているものがあります。
  - 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針(平成26年内閣府告示第159号)において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業(子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業)については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

#### 大項目 1 子どもの健やかな成長の支援

小項目	計 画 事 業	
1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	妊娠・出産への支援 ★ 保1-4-1
	2	母親学級・両親学級
	3	乳児家庭全戸訪問事業 ★ 保1-4-1
	4	産後ケア事業
	5	乳幼児家庭支援保健事業
	6	ぶんきょうハッピーベビープロジェクト
	7	男性不妊治療検査費助成事業
	8	特定不妊治療費助成事業
	9	特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業
	10	平日準夜間小児初期救急診療事業
2 子どもの健康増進	1	乳幼児健康診査 保1-4-2
	2	発達健康診査 障4-1-2
	3	乳幼児期の歯と口の健康づくり
	4	障害者・児歯科診療事業
	5	栄養指導講習会
	6	食育サポーター 保1-6-2
	7	シックハウス対策の普及啓発
	8	障害児スポーツ事業
	9	屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」

小項目	計 画 事 業		
3 子どもの発達に寄り添った支援	1	児童発達支援センターの運営	障4-2-1
	2	児童発達支援	障4-3-1
	3	放課後等デイサービス	障4-4-6
	4	医療型児童発達支援	障4-3-2
	5	居宅訪問型児童発達支援	障4-3-3
	6	医療的ケア児支援体制の構築	障4-2-3
	7	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	障4-2-4
	8	文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ	
	9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	障4-5-8
	10	専門家アウトリーチ型支援	

## 大項目 2 より良い子育てを支える取組

小項目	計 画 事 業		
1 保育所・幼稚園の充実	1	文京区版幼児教育・保育カリキュラム	
	2	区立保育園の運営	
	3	区立保育園障害児保育	障4-3-6
	4	区立保育園年未保育	
	5	認証保育所の運営補助	
	6	区立お茶の水女子大学こども園の運営	
	7	グループ保育室運営	
	8	私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 ★	
	9	私立認可保育所等の質の向上	
	10	保育士等キャリアアップ事業	
	11	福祉サービス第三者評価制度の活用	
	12	区立幼稚園の認定こども園化 ★	
	13	区立幼稚園特別保育	障4-3-7
	14	区立幼稚園の預かり保育 ★	
	15	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助	
	16	私立幼稚園運営事業補助	
	17	私立保育園運営補助	
	18	保育園延長保育 ★	

小項目	計 画 事 業	
2 多様な保育ニーズへの対応	1	緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★
	2	一時保育(キッズルーム) ★
	3	病児・病後児保育 ★
	4	子育て訪問支援券事業
	5	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ★
	6	障害者・児の短期入所(ショートステイ) 障1-1-8
	7	障害者・児の日中短期入所事業 障1-1-14
	8	障害者・児の短期保護 障1-1-16
	9	医療的ケア児在宅レスパイト事業 障4-2-8
	10	障害者・児の緊急一時介護委託費助成
3 放課後の居場所づくり	1	育成室の整備及び運営 ★
	2	育成室の障害児保育 ★
	3	児童館の整備及び運営
	4	放課後全児童向け事業
	5	民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ★
4 子育て情報の提供	1	情報誌「子育てガイド」の作成
	2	子育て応援メールマガジンの配信
	3	予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営
	4	子育て施策PRイベントの開催
	5	子育て世帯向けコールセンターの設置等
5 経済的負担の軽減	1	入院助産
	2	子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度
	3	児童手当
	4	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
	5	保育所等利用多子世帯負担軽減事業
	6	認可外保育施設保育料助成
	7	私立幼稚園等保護者負担軽減
6 仕事と生活の調和に向けた取組	1	男女平等参画推進事業
	2	労働者・事業主への広報・啓発活動

大項目 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

小項目	計 画 事 業	
1 多様な教育ニーズへの対応	1	確かな学力育成事業
	2	いのちと心の教育の推進
	3	生きる力実現・学校力パワーアップ事業
	4	健康・体力増進事業
	5	中学生職場体験
2 教育環境等の整備	1	部活動への支援
	2	障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) 障5-2-1
	3	特別支援教育の充実 障4-4-2
	4	バリアフリーパートナー事業 障4-4-2
	5	日本語指導協力員派遣事業
	6	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール
	7	学校施設等の計画的な改築・改修等
	8	教育情報ネットワーク環境整備
3 家庭と地域の教育力向上	1	学校支援地域本部事業
	2	家庭のふれあいの推進
	3	ブックスタート事業
	4	消費生活出前講座(子ども向け)
	5	消費生活研修会(幼児向け・子ども向け)
	6	子ども向け文化・学習事業の充実
	7	親子スポーツ教室
	8	小中学生スポーツ教室
	9	【文京ecoカレッジ】親子環境教室
	10	親子生きもの調査
	11	環境教育の推進
	12	家庭教育支援の推進
	13	P T A活動との連携強化、活動支援
	14	アカデミア講座等での保育室設置
4 青少年健全育成	1	文京区青少年育成プラン等の推進
	2	中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ))
	3	ボランティア・市民活動への支援 地1-1-4
	4	青少年健全育成会への支援・連携
	5	青少年の社会参加推進事業補助

## 大項目 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

小項目	計 画 事 業	
1 児童虐待防止対策の充実	1	児童虐待防止ネットワークの充実 ★
	2	児童虐待防止対策事業 ★
	3	育児支援ヘルパー事業 ★
2 児童相談所設置に向けた取組	1	児童相談所の設置準備
	2	児童相談所の施設整備
3 組織横断的な相談体制の構築	1	児童を対象とした相談窓口の運営
	2	子ども家庭支援センター事業
	3	子ども養育専門法律相談事業
	4	障害児相談支援 障4-2-7
	5	就学前相談体制の充実 障4-3-8
	6	総合相談室の充実
	7	不登校への対応力強化
	8	ひきこもり等の自立支援 地2-1-10
	9	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動
	10	保育園子育て相談
	11	幼稚園子育て相談
4 子どもの貧困対策	1	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 地2-2-1
	2	入学支度資金融資あっせん
	3	奨学資金給付金制度
	4	就学援助
	5	塾代等助成事業
	6	学校給食補助
	7	子ども宅食プロジェクト事業
	8	子育て支援事業利用者負担軽減補助
	9	福祉手当の支給
	10	特別児童扶養手当の支給
	11	児童育成手当(障害手当)の支給
	12	児童扶養手当の支給
	13	児童育成手当(育成手当)の支給
	14	ひとり親家庭等医療費助成
	15	母子・父子自立支援員
	16	母子家庭自立支援事業



小項目	計 画 事 業	
4 子どもの貧困対策	17	母子生活支援施設
	18	母子・女性緊急一時保護事業
	19	母子及び父子福祉資金

大項目 5

地域社会全体で子どもを育む体制の構築

小項目	計 画 事 業	
1 地域との協働や地域活動の支援	1	文京区子育てサポーター認定制度
	2	ファミリー・サポート・センター事業 ★
	3	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	4	ふれあいいきいきサロン事業 地1-1-7
	5	医療機関等による子育て関連事業への協力
	6	大学の子育て関連事業への協力
2 子育て仲間作りの支援	1	保健サービスセンターの子育てグループ等支援
	2	区立保育園の子育てステーション
	3	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★
	4	子育てひろば事業 ★
	5	子ども食堂等支援事業
	6	児童館の乳幼児プログラム
	7	児童館の幼児クラブ
	8	区立幼稚園施設開放

## 大項目 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

小項目	計 画 事 業	
1 防災に関する取組	1	防災教室の実施
	2	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備
2 青少年のための地域環境の整備	1	非行防止・更生保護の推進
	2	環境浄化推進運動
3 安心して外出できる環境の整備	1	バリアフリーの道づくり <span style="float: right;">地3-1-1</span>
	2	コミュニティ道路整備
	3	公園再整備事業
	4	共同住宅等のバリアフリーの推進
	5	文京区バリアフリー基本構想の推進
	6	安全・安心なまちづくり
	7	安全・安心な公園づくり
	8	コミュニティバス運行
4 子どもの安全の確保	1	犯罪の被害防止対策の推進
	2	安全・安心な学校づくり
	3	交通安全教育の実施
5 良好な居住環境の確保	1	区立住宅の運営
	2	居住支援の推進
	3	市街地再開発における住宅供給



## 第Ⅳ部

# 高齢者・介護保険 事業計画



## 1 計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国によれば、令和2年(2020年)9月15日現在の推計で総人口は前年と比べて約29万人減少している一方、65歳以上(高齢者)の人口は、約30万人増加し、総人口に占める割合は28.7%と前年に比べて0.3ポイント増加し、過去最高となっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口は前年と比べて24万人増(0.3ポイント上昇)、80歳以上の人口は36万人増(0.3ポイント上昇)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、令和2年(2020年)1月1日現在、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢化率は増加傾向となることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護サービスなどの社会保障制度の持続可能性の維持が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケアなどを行うヤングケアラーなどが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の出現、拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を与えることが懸念されており、対応が課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年(2015年)4月施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

令和2年(2020年)6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「認知症に関する施策の総合的な推進」などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。

本区では、これらを踏まえ、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。

## 2 主要項目及びその方向性

### 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

#### (1) 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

#### (2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを

支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

### **(3) 健康で豊かな暮らしの実現**

---

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

### **(4) いざという時のための体制づくり**

---

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。



### 3 計画の体系

**【凡例】**

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。  
 地…地域福祉保健の推進計画  
 保…保健医療計画

#### 大項目 1 地域でともに支え合うしくみの充実

小項目	計 画 事 業	
1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実
	2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	3	地域ケア会議の運営
	4	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員による訪問活動
	7	みまもり訪問事業 地1-1-9
	8	高齢者見守り相談窓口事業
	9	高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援
	10	社会参加の促進事業
	11	シルバー人材センターの活動支援
	12	シルバーお助け隊事業への支援
	13	いきいきサービス事業の推進 地1-1-10
	14	ボランティア活動への支援 地1-1-4
	15	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業
	16	地域活動情報サイト
2 医療・介護の連携の推進	1	地域医療連携の充実 保2-1-1
	2	在宅医療・介護連携推進事業
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会・研修会
	2	認知症相談
	3	認知症ケアパス等の普及啓発
	4	認知症地域支援推進員の設置
	5	認知症支援コーディネーターの設置
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携

小項目	計 画 事 業	
3 認知症施策の推進	7	認知症初期集中支援推進事業
	8	認知症サポーター養成講座
	9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
	10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
	11	認知症検診事業
	12	認知症とともにパートナー事業
	13	認知症とともにフォローアッププログラム
	14	若年性認知症への取組
	15	生活環境維持事業
4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
	2	認知症初期集中支援推進事業【再掲1-3-7】
	3	認知症サポーター養成講座【再掲1-3-8】
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲1-3-9】
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲1-5-1】
	6	緊急ショートステイ【再掲2-5-7】
5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
	2	文京ユアストーリー 地2-1-3
	3	老人福祉法に基づく相談・措置
	4	介護保険相談体制の充実
	5	高齢者向けサービスの情報提供の充実
	6	文京区版ひきこもり総合対策 地2-1-10
6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進 地2-3-1
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	3	成年後見制度利用支援事業 地2-3-4
	4	法人後見の受任 地2-3-5
	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 地2-3-6
	6	高齢者虐待防止への取組強化
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

小項目	計 画 事 業		
1 介護サービスの充実	1	居宅サービス	
	2	施設サービス	
	3	地域密着型サービス	
	4	事業者への実地指導・集団指導	
	5	介護サービス情報の提供	
	6	給付費通知	
	7	公平・公正な要介護認定	
	8	主任ケアマネジャーの支援・連携	
	9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
	10	生活保護受給高齢者支援事業	
2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業	
	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
	3	院内介助サービス	
	4	高齢者訪問理美容サービス	
	5	高齢者紙おむつ支給等事業	
	6	ごみの訪問収集	
	7	歯と口腔の健康	
3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会	
	2	ケアマネジャーへの支援	
	3	ケアプラン点検の実施	
	4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援	
	2	介護施設ワークサポート事業	
5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進	
	2	高齢者住宅設備等改造事業	
	3	住宅改修支援事業	
	4	高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)	
	5	高齢者施設の整備(介護老人保健施設)	
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
	7	緊急ショートステイ	
	8	公園再整備事業	地3-1-5
	9	文京区バリアフリー基本構想の推進	

小項目	計 画 事 業	
5 住まい等の確保と生活環境の整備	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	11	バリアフリーの道づくり <span style="float: right;">地3-1-1</span>

### 大項目 3 健康で豊かな暮らしの実現

小項目	計 画 事 業	
1 健康づくりの推進	1	健康相談
	2	健康診査・保健指導 <span style="float: right;">保1-2-2</span>
	3	高齢者向けスポーツ教室
	4	高齢者いきいき入浴事業
	5	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援
2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
	2	介護予防把握事業
	3	介護予防普及啓発事業 <span style="float: right;">保1-5-2</span>
	4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
	5	文の京フレイル予防プロジェクト
	6	地域リハビリテーション活動支援事業
3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
	2	介護予防ケアマネジメントの実施
	3	生活支援体制整備
	4	地域介護予防支援事業(通いの場)
4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
	2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)
	3	生涯にわたる学習機会の提供
	4	高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援
	5	いきがづくり世代間交流事業
	6	いきがづくり文化教養事業
	7	いきがづくり敬老事業
	8	ふれあいいきいきサロン <span style="float: right;">地1-1-7</span>
	9	福祉センター事業
	10	長寿お祝い事業
	11	シルバーセンター等活動場所の提供

## 大項目 4 いざという時のための体制づくり

小項目	計 画 事 業	
1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
	2	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	3	高齢者緊急連絡カードの整備
	4	救急通報システム
	5	福祉避難所の拡充 地3-4-4
2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業 地3-4-5
	2	家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6
3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
	2	介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

第Ⅴ部

障害者・児計画



## 1 計画の目的

我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)(以下「障害者権利条約」という。)」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(以下「東京都障害者差別解消条例」という。)で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>13</sup>については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

また、「児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)(以下「子どもの権利条約」という。)」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。

こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

13 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。



## 2 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について、それぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

### (1) 自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備を進め、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

### (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめ

とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

### (3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)が定める雇用率(法定雇用率)の引上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

### (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

## (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における支援体制を充実させていきます。

### 3 計画の体系

#### 【凡例】

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
  - 地…地域福祉保健の推進計画
  - 子…子育て支援計画
  - 保…保健医療計画
- ◆…第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3年度～5年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

#### 大項目 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計 画 事 業
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護(ホームヘルプ) ◆
	2 重度訪問介護 ◆
	3 同行援護 ◆
	4 行動援護 ◆
	5 重度障害者等包括支援 ◆
	6 生活介護 ◆
	7 療養介護 ◆
	8 短期入所(ショートステイ) ◆
	9 補装具費の支給
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆
	11 手話通訳者設置事業 ◆
	12 日常生活用具給付 ◆
	13 移動支援 ◆
	14 日中短期入所事業 ◆
	15 緊急一時介護委託費助成
	16 短期保護
	17 福祉タクシー
	18 地域生活安定化支援事業
	19 日中活動系サービス施設の整備
	20 地域生活支援拠点の整備 ◆
	21 共生型サービス

小項目	計 画 事 業	
2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	2	障害福祉サービス等の質の向上 ◆
	3	障害者施設職員等の育成・確保
	4	障害福祉サービス等事業者との連携
3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
	2	共同生活援助(グループホーム) ◆
	3	施設入所支援 ◆
	4	自立生活援助 ◆
	5	居住支援の推進
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
	3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆
	4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
	5	地域移行支援 ◆
	6	地域定着支援 ◆
	7	退院後支援事業
5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
	2	地域活動支援センター ◆
	3	自立訓練(機能訓練・生活訓練) ◆
	4	難病リハビリ教室
6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
	2	難病医療費助成
	3	障害者(児)歯科診療事業
	4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
	5	精神保健・難病相談
7 経済的支援	1	福祉手当の支給
	2	児童育成手当(障害手当)の支給
	3	利用者負担の軽減

## 大項目 2

## 相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目	計 画 事 業		
1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築	
	2	計画相談支援 ◆	
	3	地域移行支援 ◆【再掲1-4-5】	
	4	地域定着支援 ◆【再掲1-4-6】	
	5	相談支援事業 ◆	
	6	地域自立支援協議会の運営	
	7	障害者基幹相談支援センターの運営	
	8	身体障害者相談員・知的障害者相談員	
	9	障害福祉サービス等の情報提供の充実	
	10	地域安心生活支援事業	保2-3-2
	11	意思決定支援の在り方の検討	
	12	小地域福祉活動の推進	地1-1-1
	13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲5-6-5】	
	14	地域生活支援拠点の整備【再掲1-1-20】	
	15	文京区版ひきこもり総合対策	地2-1-10
2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1
	2	法人後見の受任	地2-3-5
	3	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築	地2-3-6
	4	成年後見制度利用支援事業	地2-3-4
	5	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	
	6	障害者・児虐待防止対策支援事業	
	7	障害者差別解消支援地域協議会の運営	

### 大項目 3 安心して働き続けられる就労支援

小項目	計 画 事 業
1 就労支援体制の確立	1 障害者就労支援の充実
	2 就労支援ネットワークの構築・充実
	3 就労促進助成事業
2 職場定着支援の推進	1 就業先企業への支援
	2 安定した就業継続への支援
	3 就労者への余暇支援
	4 就労定着支援 ◆【再掲3-3-4】
3 福祉施設等での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行 ◆
	2 就労移行支援 ◆
	3 就労継続支援(A型・B型) ◆
	4 就労定着支援 ◆
	5 福祉的就労の充実
	6 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進
	7 日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-19】
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大
	2 障害者雇用の普及・啓発
	3 地域雇用開拓の促進

## 大項目 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計 画 事 業	
1 障害のある子どもの健やかな成長	1	乳幼児健康診査 保1-4-2
	2	発達健康診査
	3	総合相談室の充実
	4	発達に関する情報の普及啓発
	5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲1-6-4】
2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
	2	多様な機関の連携による切れ目のない支援
	3	医療的ケア児支援体制の構築 ◆
	4	医療的ケア児支援コーディネーターの配置 ◆
	5	個別の教育支援計画の作成
	6	専門家アウトリーチ型支援
	7	障害児相談支援 ◆
	8	医療的ケア児在宅レスパイト事業
	9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆
3 乳幼児期・就学前の支援	1	児童発達支援 ◆
	2	医療型児童発達支援 ◆
	3	居宅訪問型児童発達支援 ◆
	4	保育所等訪問支援 ◆
	5	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲4-5-8】
	6	保育園障害児保育
	7	幼稚園特別保育
	8	就学前相談体制の充実
	9	総合相談室の充実【再掲4-1-3】
	10	専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-6】
	11	障害児通所支援事業所の整備
4 学齢期の支援	1	総合相談室の充実【再掲4-1-3】
	2	特別支援教育の充実
	3	育成室の障害児保育
	4	個に応じた指導の充実
	5	専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-6】
	6	放課後等デイサービス ◆
	7	居宅訪問型児童発達支援【再掲4-3-3】
	8	障害児通所支援事業所の整備【再掲4-3-11】



小項目	計 画 事 業	
5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園障害児保育【再掲4-3-6】
	2	幼稚園特別保育【再掲4-3-7】
	3	育成室の障害児保育【再掲4-4-3】
	4	ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)
	5	子育てひろば
	6	児童館
	7	b-lab(文京区青少年プラザ)
	8	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

## 大項目 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計 画 事 業	
1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進
	2	バリアフリーの道づくり 地3-1-1
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	4	総合的自転車対策の推進
	5	公園再整備事業 地3-1-5
	6	コミュニティバス運行
	7	ごみの訪問収集
2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) ◆
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3	障害者事業を通じた地域参加
	4	障害者差別解消に向けた取組の推進
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
	2	情報バリアフリーの推進
	3	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供
4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発
	2	避難行動要支援者への支援
	3	福祉避難所の拡充 地3-4-4
	4	避難所運営協議会の運営支援
	5	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	6	耐震改修促進事業 地3-4-5
	7	家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6
	8	救急直接通報・住宅火災直接通報システムの設置

小項目	計 画 事 業	
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加【再掲5-2-3】
	2	地域に開かれた施設運営
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲5-2-2】
	4	心身障害者・児レクリエーション
	5	障害者スポーツ等の推進
6 地域福祉の担い手への支援	1	ボランティア活動への支援 地1-1-4
	2	手話奉仕員養成研修事業 ◆
	3	ふれあいいきいきサロン 地1-1-7
	4	ファミリー・サポート・センター事業 子5-1-2
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員による訪問活動
	7	自発的活動支援事業 ◆
	8	地域活動情報サイト
	9	いきいきサービス事業の推進 地1-1-10



第Ⅵ部

保健医療計画



## 1 計画の目的

近年、わが国の平均寿命は毎年、過去最高を更新しています。長寿社会となった現在、生涯にわたって健やかに心豊かに生活できるよう、健康的な生活習慣の確立、生活習慣病の予防や介護予防活動など、ライフステージに応じた支援や死因順位第1位のがんへの対策などが必要となります。

一方、文京区の出生数は平成25年から平成28年まで年々増加しています。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが重要となります。

また、文京区では現在、65歳以上の方が人口の約5分の1を占めています。こうした高齢化の進展に伴い、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や、今後、患者数の増加が見込まれる認知症の対策が重要となります。

さらに、食中毒や感染症の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の推進と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

## 2 主要項目及びその方向性

### (1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目ない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

成人への取組では、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢期の健康課題に沿った健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、介護予防活動の定着を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、食育については、性別や世代に合った自分らしい食と健康づくりの実践と共に、食を通じたコミュニケーションや食を大切に作る心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

### (2) 地域医療の推進と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進め、新たに介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むとともに、誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことを区民に推奨していきます。また、東京都と連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる地域の実現を推進します。今後増大する認知症の方に対しては、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。

大規模災害に備え、医薬品等の更新やトリアージ研修の実施等、災害医療救護体制の整備充実を図ります。

精神保健医療対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。また、自殺対策を推進します。

難病や公害健康被害による患者等に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談・支援体制の充実を図ります。

### (3) 健康安全の確保

---

近年、海外との往来が盛んになっていることから、新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。

感染症対策については、発生予防のための啓発を推進し、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。



### 3 計画の体系

【凡例】 ・   は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

#### 大項目 1 健康づくりの推進

中項目	小項目
1 健康的な生活習慣の確立	1 栄養・食生活の改善
	2 運動習慣の定着
	3 休養・こころの健康づくり
	4 たばこ・アルコール対策
	5 歯と口腔の健康
2 生活習慣病対策	1 生活習慣病の予防
	2 生活習慣病の早期発見と重症化予防
3 がん対策	1 がん知識の普及啓発
	2 がん検診受診率の向上
	3 精密検診結果把握率の向上
	4 がん患者への支援
4 親と子どもの健康づくり	1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	2 子どもの健康確保
	3 基本的な生活習慣の確立
	4 性に関する正しい知識の普及
5 高齢者の健康づくり	1 健康の維持・増進
	2 介護予防の推進
6 食育の推進 (文京区食育推進計画)	1 食と健康づくり
	2 食を通じたコミュニケーション
	3 食を大切に作る心
	4 食の安全

## 大項目 2 地域医療の推進と療養支援

中項目	小項目	
1 地域医療の推進	1	地域医療連携の充実
	2	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	3	初期緊急医療の充実
	4	認知症支援施策
2 災害時医療の確保	1	災害時医療の確保
	2	要医療援護者の災害時の支援
3 精神保健医療対策	1	相談支援体制の充実
	2	精神障害者の地域生活支援体制の充実
	3	自殺対策の推進
4 在宅療養患者等の支援	1	難病患者等の療養支援の充実
	2	公害患者等の療養支援の充実

## 大項目 3 健康安全の確保

中項目	小項目	
1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理の総合的な推進
	2	新型インフルエンザ対策の体制整備
2 感染症対策	1	感染症予防対策と蔓延防止
	2	結核患者の療養支援と接触者健診の充実
	3	HIV・性感染症予防の普及啓発
	4	予防接種率の向上
3 医療安全の推進と医薬務薬事	1	医療安全の推進
	2	医療監視の充実
	3	医薬品等の安全対策の推進
4 食品衛生の推進	1	食中毒の未然防止
	2	食のリスクコミュニケーション
	3	食品衛生関係施設の衛生確保
5 環境衛生の推進	1	自主管理を推進する人材の育成
	2	効果的な監視・指導の充実
	3	特定建築物の衛生の確保
6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防の普及啓発
	2	動物の適正飼養の推進
	3	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進





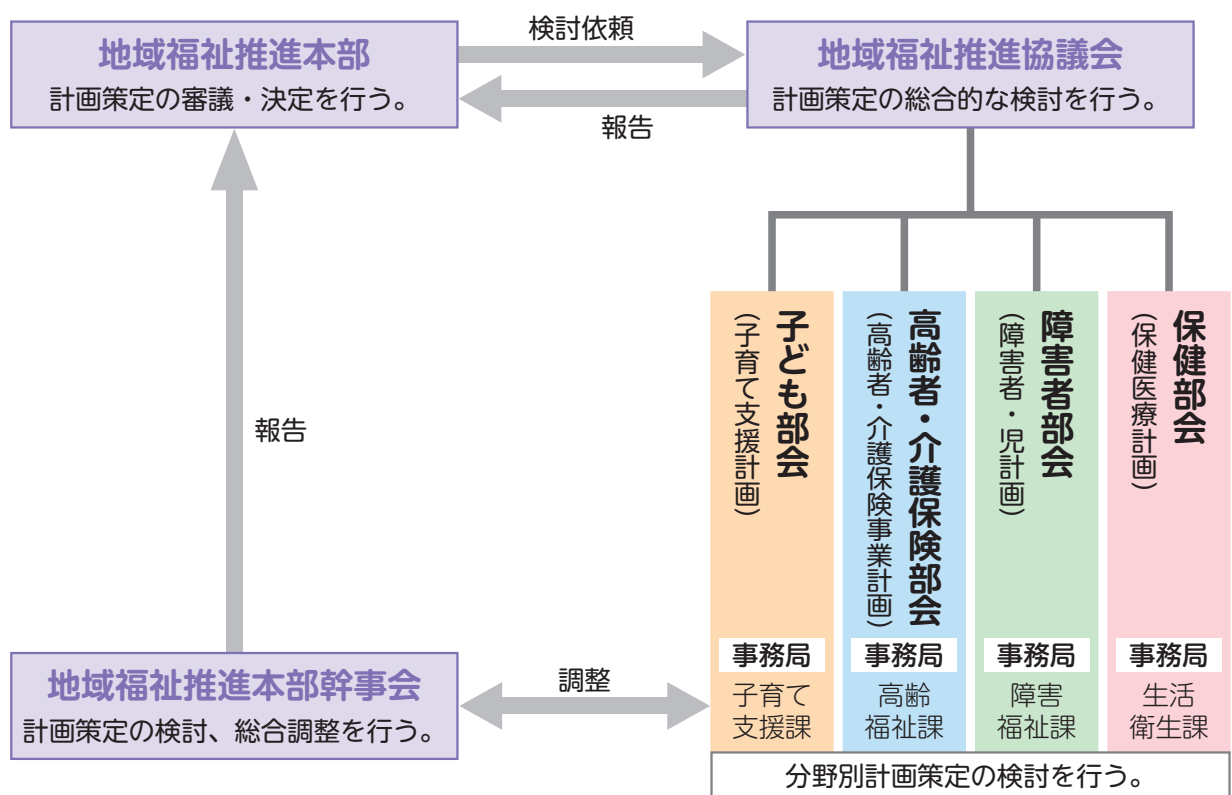
# 資料編



# 1 検討体制

本計画の検討は、学識経験者、区内関係団体等の構成員及び公募区民により構成される地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した地域福祉推進本部幹事会において、必要な検討、調整を行いました。



## (1) 文京区地域福祉推進協議会

### 1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号  
最終改正 令和2年11月13日2020文福福第614号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。



## (公募委員の特例)

- 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充

ることができる。

- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

## 2 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所 所長	元年度第3回まで
3		遠藤 利彦	東京大学大学院教授	2年度第1回から
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		神馬 征峰	東京大学大学院教授	
7		団体推薦	中村 宏	小石川医師会
8	金 吉男		文京区医師会	元年度第1回まで
9	山道 博		文京区医師会	元年度第2回から
10	佐藤 文彦		小石川歯科医師会	
11	三羽 敏夫		文京区歯科医師会	
12	川又 靖則		文京区薬剤師会	
13	諸留 和夫		文京区町会連合会	
14	田口 弘之		文京区社会福祉協議会	元年度第3回まで
15	坂田 賢司		文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
16	木谷富士子		文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
17	廣井 泉		文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18	永井 愛子		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第1回まで
19	木村 始		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
20	大橋 久		文京区青少年健全育成会	
21	千代 和子		文京区女性団体連絡会	2年度第1回まで
22	大内 悦子		文京区女性団体連絡会	2年度第2回から
23	川合 正		文京区私立幼稚園連合会	
24	荒川まさ子		文京区話し合い員連絡協議会	元年度第3回まで
25	高山 礼子		文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
26	飯塚美代子		文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	元年度第3回まで	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐治 信子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	2年度第1回から
29		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
30		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
31		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
32		山下美佐子	パセリの会	
33		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
34		公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)
35	税所 篤快		(子ども・子育て会議)	元年度第3回まで
36	鳩山多加子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
37	古城 侑子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
38	町田 直樹		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
39	鈴木 好美		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
40	小倉 保志		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
41	鈴木 悦子		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
42	堀江 久美		(地域保健推進協議会)	元年度第1回まで
43	小山 榮		(地域保健推進協議会)	元年度第3回まで
44	西村 久子		(地域保健推進協議会)	元年度第2回から
45	小山 忍		(地域保健推進協議会)	2年度第1回から
46	武長 信亮			
47	櫻井美恵子			
48	河井 貴之			2年度第1回から

## 3 文京区地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会 部会員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
2	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3		中村 宏	小石川医師会	
4		石川みずえ	文京区医師会	
5		野村 茂樹	小石川歯科医師会	元年度第2回まで
6		星野 高之	小石川歯科医師会	元年度第3回から
7		藤田 良治	文京区歯科医師会	
8		川又 靖則	文京区薬剤師会	
9		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
10		林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
11		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	元年度第4回まで
12		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
13		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	元年度第4回まで
14		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
15		諸留 和夫	文京区町会連合会	
16		吉野 文江	文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第4回まで
17		神田 泰子	文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18		田口 弘之	文京区社会福祉協議会	元年度第4回まで
19		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
20		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
21		楠 正秀	公募区民	元年度第4回まで
22		鈴木 好美	公募区民	元年度第4回まで
23		浅井 順	公募区民	元年度第4回まで
24		小倉 保志	公募区民	
25		町田 直樹	公募区民	元年度第4回まで
26		鈴木 悦子	公募区民	2年度第1回から
27		川島 久徳	公募区民	2年度第1回から
28		川口 典男	公募区民	2年度第1回から
29		秋山 澄子	公募区民	2年度第1回から

#### 4 文京区地域福祉推進協議会障害者部会 部会員名簿

平成31年4月～令和3年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学教授	
2	部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3		木谷富士子	文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
4		廣井 泉	文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
5		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
6		大井手昭次郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
7		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
8		武長 信亮	区民(公募)	
9		櫻井美恵子	区民(公募)	
10		河井 貴之	区民(公募)	2年度第1回から
11		住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
12		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
13		浅水美代子	文京区家族会	
14		松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
15		山内 哲也	社会福祉法人 武蔵野会	元年度第3回まで
16		野村 美奈	社会福祉法人 武蔵野会	2年度第1回から
17		瀬川 聖美	社会福祉法人 本郷の森	
18		藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター	
19		高山 愛	文京区特別支援学級連絡協議会	元年度第3回まで
20		宮脇 克子	文京区特別支援学級連絡協議会	2年度第1回から
21		竹石 福代	児童発達支援センター幼児父母会	

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号  
最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

#### (設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

#### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



## 2 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3		加藤 裕一	教育長
4	本部員	松井 良泰	企画政策部長
5		吉岡 利行	総務部長(危機管理室長兼務)
6		竹田 弘一	区民部長
7		小野 光幸	アカデミー推進部長
8		木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
9		大川 秀樹	子ども家庭部長
10		佐藤壽志子	保健衛生部長
11		高橋 征博	都市計画部長
12		吉田 雄大	土木部長
13		八木 茂	資源環境部長
14		鶴沼 秀之	施設管理部長
15		田中 芳夫	会計管理者
16		山崎 克己	教育推進部長
17		野田 康夫	監査事務局長
18		竹越 淳	区議会事務局長
19		新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
20		武藤 充輝	企画政策部財政課長
21		熱田 直道	企画政策部広報課長
22		久保 孝之	総務部総務課長
23		多田栄一郎	総務部職員課長

### 3 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和3年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
2	副幹事長	大川 秀樹	子ども家庭部長
3		佐藤壽志子	保健衛生部長
4	幹事	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
5		大野 公治	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6		鈴木 大助	総務部防災課長
7		矢島 孝幸	福祉部福祉政策課長
8		浅川 道秀	福祉部高齢福祉課長
9		進 憲司	福祉部地域包括ケア推進担当課長
10		畑中 貴史	福祉部障害福祉課長
11		大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
12		中澤 功志	福祉部介護保険課長
13		大武 保昭	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14		鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
15		横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長
16		中川 景司	子ども家庭部子ども施設担当課長
17		瀬尾かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
18		木口 正和	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
19		榎戸 研	保健衛生部生活衛生課長
20		渡部 雅弘	保健衛生部健康推進課長
21		笠松 恒司	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22		阿部 英幸	保健衛生部保健サービスセンター所長
23		木村 健	教育推進部学務課長
24		松原 修	教育推進部教育指導課長
25		石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
26		真下 聡	教育推進部教育センター所長

## 2 検討経過

### (1) 文京区地域福祉推進協議会

#### 1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月31日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月28日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月30日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月31日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月21日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年11月4日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年2月5日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

#### 2 高齢者・介護保険部会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月23日(木)	・高齢者等実態調査の概要について
2	令和元年7月5日(金)	・高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	令和元年9月17日(火)	・高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	令和元年12月17日(火)	・高齢者等実態調査の集計状況について
5	令和2年6月(書面会議)	・高齢者等実態調査報告書について ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
6	令和2年7月29日(水)	・高齢者・介護保険事業計画の主要項目、方向性及び体系等(案)について
7	令和2年9月1日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(たたき台)について
8	令和2年10月21日(水)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について
9	令和3年1月(書面会議)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

### 3 障害者部会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月13日(月)	・ 障害者(児)実態・意向調査の概要について ・ 障害者(児)実態・意向調査における質的調査について
2	令和元年7月29日(月)	・ 障害者(児)実態・意向調査における量的調査設問項目(案)について
3	令和2年1月20日(月)	・ 障害者(児)実態・意向調査の報告について
4	令和2年6月(書面会議)	・ 新たな障害者・児計画の策定について ・ 障害者・児計画の主要項目と方向性(案)について
5	令和2年7月17日(金)	・ 障害者・児計画の体系(案)について
6	令和2年8月25日(火)	・ 障害者・児計画中間のまとめ(たたき台)について
7	令和2年9月24日(木)	・ 障害者・児計画中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・ 障害者・児計画の最終案について

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和元年5月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月7日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月13日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月22日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月28日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月26日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### 2 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月14日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年7月26日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月24日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月10日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月7日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月15日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### (3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

---

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

#### 1 パブリックコメント

募集期間 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)

提出者数 7人

#### 2 区民説明会

開催日及び場所 令和2年12月12日(土) 文京シビックセンター

令和2年12月16日(水) 文京シビックセンター

参加者数 0人



ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン  
**文京区地域福祉保健計画**

(令和3年度～令和5年度)

令和3年(2021年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部福祉政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1201(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0120035

頒布価格 1,280円



